

## 昭和三十六年政令第二百五十八号

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令

内閣は、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第二百五十八号）第二条第一項、第三条第三項及び第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第二条第二項に規定する政令で定める事業）

第一条 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（以下「法」と

いう。）第二条第二項に規定する政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

（一）第一次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が五千万円未満のもの、維持修繕に係るもの及び局部改良事業として行われるもの以外のもの

イ 河川法（昭和三十九年法律第二百六十七号）第三条第一項に規定する河川に係る改良工事に

関する事業のうち、小規模河川改修事業として行われる事業で当該事業に要する経費の総額が五千万円未満のもの以外のもの

ロ 海岸法（昭和三十一年法律第二百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設に関する事業

のうち、直轄事業（国が都道府県に負担金又は補助金の交付を受けて行う事業をいう。以下同じ。）及び補助事業（都道府県が国の負担金又は補助金の交付を受けて行う事業をいう。以下同じ。）

（二）海岸法（昭和三十一年法律第二百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設に関する事業に要する経費の総額、当該事業に要する経費の総額及び当該事業と事業効果を共通にする国が行う海岸保全施設に関する事業若しくは当該事業以外の地方公共団体が行う海岸保全施設に関する事業に要する経費の総額の合算額又は当該事業に要する経費の総額及びその区域内において当該事業の全部若しくは一部が行われる一の市町村と同一の市町村の区域内においてその全部若しくは一部が行われる国が行う海岸保全施設に関する事業若しくは当該事業以外の地方公共団体が行う海岸保全施設に関する事業に要する経費の総額の合算額が五千万円以上である場合における当該事業に限る。）

ハ 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防工事に関する事業のうち、直轄事業及び河川法第三条第一項に規定する河川の水系に属する河川の流域におけるものに係る補助事業

ニ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条に規定する保安施設事業で同法第二十五条第一項第二号又は第三号に掲げる目的を達成するため行われるものうち、直轄事業及び河川法第三条第一項に規定する河川の水系に属する河川の流域におけるものに係る補助事業

ホ 土地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二条第四項に規定する地すべり防止工事に関する事業のうち、直轄事業及び河川法第三条第一項に規定する河川の水系に属する河川の流域におけるものに係る補助事業

ヘ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第一項に規定する急傾斜地崩壊防止工事に関する事業（次号において「急傾斜地崩壊防止事業」という。）のうち、シラス対策に係るもの

ト 森林法第五条第一項に規定する地域森林計画に基づく奥地幹線林道（専ら都道府県有林の開発のためのものを除く。）の開設に関する事業

チ 道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第二条第一項に規定する道路で次に掲げるものに係する事業のうち、道路整備事業に係る國の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項各号に掲げるもの（都道府県道又は市町村道に関する事業にあつては、同項第二号及び第五号に掲げるもの並びに同令第二条第四項に規定する少額改築及び同条第五項に規定する特例舗装）及び土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業（同法第三条第四項又は第五項の規定により施行されるものを除く。）に係るもの以外のもの

- (1) 高速自動車国道

## 一般国道

道路法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都道府県道又は市道

（4）（3）（2）（1）に掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他他の施策上特に整備を行う点港湾及び重要港湾、同項に規定する地方港湾で同法第三十三条の規定により地方公共団体が港湾管理者であり、かつ、国土交通大臣が公有水面埋立法施行令（大正十一年勅令第二百九十四号）第三十二条第一号の規定により乙号港湾として指定しているもの並びに同法第二条第十九項に規定する避難港に係る同条第七項に規定する港湾工事に関する事業

ヌ 渔港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第二百三十七号）第三条に規定する漁港施設（以下ヌにおいて「漁港施設」という。）に係る事業のうち、同法第十七条第一項に規定する特定漁港漁場整備事業（以下ヌにおいて「特定漁港漁場整備事業」という。）又は指定漁港漁場整備事業（特定漁港漁場整備事業以外の同法第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業で総務大臣が農林水産大臣と協議して指定するもの）をいう。以下ヌにおいて同

（3）として行われるもの（指定漁港漁場整備事業については、当該指定漁港漁場整備事業に要する経費の総額が五千円以上のものに限る。）及び同法第二条に規定する漁港（同法第五条に規定する第一種漁港については、当該第一種漁港の漁港施設の整備が特定漁港漁場整備事業又は指定漁港漁場整備事業として行われるものに限る。）に係る事業のうち、漁港関連整備事業（附帯事業を除く。）として行われるもの並びに同法第四条第一項第二号に掲げる漁港漁場整備事業のうち、特定漁港漁場整備事業として行われる直轄事業及び特定漁港漁場整備事業又は指定漁港漁場整備事業として行われる補助事業であつて当該直轄事業と一体的に施行されるものとして総務大臣が農林水産大臣と協議して定める基準に該当するもの

リ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾、同項に規定する地方港湾で同法第三十三条の規定により地方公共団体が港湾管理者であり、かつ、国土交通大臣が公有水面埋立法施行令（大正十一年勅令第二百九十四号）第三十二条第一号の規定により乙号港湾として指定しているもの並びに同法第二条第十九項に規定する避難港に係る同条第七項に規定する港湾工事に関する事業

ヌ 渔港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第二百三十七号）第三条に規定する漁港施設（以下ヌにおいて「漁港施設」という。）に係る事業のうち、同法第十七条第一項に規定する特定漁港漁場整備事業（以下ヌにおいて「特定漁港漁場整備事業」という。）又は指定漁港漁場整備事業（特定漁港漁場整備事業以外の同法第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業で総務大臣が農林水産大臣と協議して指定するもの）をいう。以下ヌにおいて同

（3）として行われるもの（指定漁港漁場整備事業については、当該指定漁港漁場整備事業に要する経費の総額が五千円以上のものに限る。）及び同法第二条に規定する漁港（同法第五条に規定する第一種漁港については、当該第一種漁港の漁港施設の整備が特定漁港漁場整備事業又は指定漁港漁場整備事業として行われるものに限る。）に係る事業のうち、漁港関連整備事業（附帯事業を除く。）として行われるもの並びに同法第四条第一項第二号に掲げる漁港漁場整備事業のうち、特定漁港漁場整備事業として行われる直轄事業及び特定漁港漁場整備事業又は指定漁港漁場整備事業として行われる補助事業であつて当該直轄事業と一体的に施行されるものとして総務大臣が農林水産大臣と協議して定める基準に該当するもの

ル 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港のうち、同法第四条第一項第六号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港の施設に係る新設又は改良の工事に関する事業

ヲ 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請により、又は同法第八十七条の二から第八十七条の五までの規定により行う同法第二条第二項に規定する土地改良事業のうち、同項第一号に掲げる事業（次に掲げるものに限る。）同項第二号に掲げる事業、同項第三号に掲げる事業（農地中間管理機構関連農地整備事業として行われる補助事業に限る。）、同項第四号に掲げる事業（直轄事業に限る。）、同項第五号に掲げる事業（土地改良施設突發事故復旧事業として行われる直轄事業及び補助事業に限る。）及び同項第七号に掲げる事業（農地中間管理機構関連農地整備事業又は地盤沈下対策事業として行われる補助事業に限る。）

（1） 農業用排水施設に係る直轄事業

（2） 農業用排水施設に係る直轄事業に要する経費の総額

（3） 当該補助事業に要する経費の総額

（4） 当該補助事業に要する経費の総額及び当該補助事業と事業効果を共通にする国が行う湖岸堤防に係る事業又は当該補助事業以外の地方公共団体が行う湖岸堤防に関する事業に要する経費の総額及び当該補助事業に要する経費の総額及び当該補助事業の全部又は一部がその区域内において行われる一の市町村の区域内においてその全部又は一部が行われる国が行う湖岸堤



10 法附則第六項により読み替えて適用する法第三条第一項に規定する政令で定める開発指定事業は、都市計画において定められた道路の改築とする。

附 則 (昭和三七年七月二日政令第二八一号) 抄  
この政令は、公布の日から施行する。

(施行期日)  
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三七年八月二三日政令第三三二号) 抄  
この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。  
この政令は、公布の日から施行する。昭和三十七年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和三十七年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したものについては、な

附 則 (昭和四〇年二月一日政令第一四四号) 抄  
(施行期日)  
この政令は、法の施行の日 (昭和四十年四月一日) から施行する。

附 則 (昭和四〇年三月二二日政令第三八号)  
この政令は、公布の日から施行し、昭和三十九年度分の予算に係る国の負担金から適用する。

附 則 (昭和四〇年八月一七日政令第二八一号)  
この政令は、公布の日から施行し、昭和四十年度分の予算に係る国の負担金から適用する。

附 則 (昭和四〇年八月六日政令第一五号)  
この政令は、公布の日から施行し、昭和四十年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和三十九年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したものについては、な

附 則 (昭和四一年二月一六日政令第一八号)  
この政令は、公布の日から施行し、昭和四十一年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和四十一年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したものについては、な

附 則 (昭和四一年二月一六日政令第一五号)  
この政令は、公布の日から施行し、昭和四十一年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和四十一年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したものについては、な

附 則 (昭和四六年二月一六日政令第一五号)  
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四七年三月二四日政令第三一号)  
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四七年七月一七日政令第二〇四号) 抄  
(施行期日)  
この政令は、港湾法等の一部を改正する法律の施行の日 (昭和四十八年七月十七日) の施行の日

する。

附 則 (昭和五〇年八月一日政令第二四三号)  
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四八年七月一七日政令第二〇四号) 抄  
(施行期日)  
この政令は、港湾法等の一部を改正する法律 (昭和四十七年法律第二十七号) の施行の日

である。

附 則 (昭和五〇年八月一日政令第二四三号)  
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四九年七月一七日政令第二〇四号) 抄  
(施行期日)  
この政令は、港湾法等の一部を改正する法律 (昭和四十七年法律第二十七号) の施行の日

である。

附 則 (昭和五一年三月二十四日政令第三〇号)  
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五一年三月二十四日政令第三〇号)  
改正後の第一条第一号の規定は、昭和五十年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和四十九年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したものについては、な

従前の例による。

附 則 (昭和五一年三月二十四日政令第三〇号)  
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五一年三月二十四日政令第三〇号)  
改正後の第一条第一号の規定は、昭和五十年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和四十九年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したものについては、な

お従前の例による。

附 則 (昭和五九年一二月二一日政令第三四五号) 抄  
(施行期日)  
この政令は、土地改良法の一部を改正する法律 (昭和五十九年法律第五十六号) の施行の日

附 則 (昭和六二年九月一日政令第三〇三号)  
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年二月一七日政令第一七号)  
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年三月三〇日政令第九七号) 抄  
(施行期日)  
この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年七月一五日政令第一四七号) 抄  
(施行期日)  
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年三月三一日政令第九五号)  
(施行期日)  
この政令は、平成五年四月一日から施行する。

附 則 (平成五年七月一四日政令第一四一号) 抄  
(施行期日)  
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年七月一四日政令第一四一号)  
(施行期日)  
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年六月一四日政令第一四一号)  
(施行期日)  
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年六月一四日政令第一四一号)  
(施行期日)  
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年六月一四日政令第一七三号)  
(施行期日)  
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年五月二三日政令第一七七号)  
(施行期日)  
この政令は、公布の日から施行する。

(後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

**第六条** 施行日前に第十六条の規定による改正前の後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令第二条の規定によりされた承認又はこの法律の施行の際現に同項の規定によりされている承認の申請は、それぞれ第十六条の規定による改正後の後進地域の開發に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令第二条の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

**附 則** (平成二一年六月七日政令第三〇四号) 抄

- 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
- 2 この政令は、平成十四年三月三十一日から施行する。

**附 則** (平成一四年三月二十五日政令第六〇号) 抄

- 1 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 (後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

**第七条** 前条の規定による改正後の後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令第一条第一号又の規定は、平成十四年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、平成十三年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したものについては、なお従前の例による。

**附 則** (平成一五年三月三一日政令第一六三号)

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一九年五月三〇日政令第一七二号)

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二〇年五月一三日政令第一七六号) 抄

**第一条** この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二一年四月三〇日政令第一三〇号) 抄

**第一条** この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二〇年六月一八日政令第一九七号) 抄

**第一条** この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二一年四月三〇日政令第一三〇号) 抄

**第一条** この政令は、公布の日から施行する。

(国の負担又は補助に関する経過措置)

**第二条** 第一条、第五条、第六条、第八条、第九条、第十二条及び第十四条から第十六条までの規定による改正後の次に掲げる政令の規定は、平成二十一年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助(平成二十年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)について適用し、平成二十年度以前の年度の予算に係る国の負担又は補助で平成二十一年以降の年度に繰り越されたもの及び平成二十年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助については、なお従前の例による。

一から五まで略

六 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令第一条

**附 則** (平成二三年三月三一日政令第八九号) 抄

**第一条** この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年一二月二六日政令第四二四号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二四年三月二二日政令第五四号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この政令は、法の施行の日(平成二十四年七月一日)から施行する。

**附 則** (平成二四年九月一四日政令第二二七号) 抄  
(施行期日)

- 1 この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十四年九月十五日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 2 (施行期日)

**第一条** この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十四年九月十五日)から施行する。

**附 則** (平成一九年三月三一日政令第八四号)  
(施行期日)

この政令等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第一条の改正規定(「(同法附則第十二条第三項の規定により読み替えられる場合を含む。)」を削る部分に限る。)、第三条から第五条まで及び第七条の規定並びに次項及び附則第三項の規定 平成二十五年四月一日

**附 則** (平成一九年三月三一日政令第八四号)  
(施行期日)

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

**附 則** (平成三〇年三月三〇日政令第一〇二号)  
(施行期日)

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

**附 則** (令和二年一二月九日政令第三四三号)  
(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和四年三月三一日政令第一六六号)  
(施行期日)

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

**附 則** (令和五年一〇月一八日政令第三〇四号)  
(施行期日)

この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。